

本ガイドラインは企業局所管事業については次により読み替える。

【共通編】

1. 電子納品等運用ガイドライン【業務編】について

1.6. 問い合わせ

(1) 電子納品担当主管課

企業局所管事業

企業局水道課維持建設グループ

TEL 082-513-4337

E-mail kisuidou@pref.hiroshima.lg.jp

1.7. 業務ガイドラインに係わる規定類の関係

※企業局所管事業については、以下「CAD 製図基準」を「上水道施設に係わる CAD 製図基準（案）」、「CAD 製図基準に関する運用ガイドライン」を「上水道施設に係わる CAD 製図基準(案)」と読み替える。

○「上水道施設に係わる CAD 製図基準（案）」について

1. 広島県企業局発注工事における「上水道施設に係わる CAD 製図基準（案）」1-2 対象工種の工種番号は以下のとおりとする。

工種番号	工 種	概 要
201	水道管路	水道管路配管又は管路
202	土木	浄水場・配水池・ポンプ所等（土木）
203	建築	浄水場・配水池・ポンプ所等（建築）
204	建築機械	浄水場・配水池・ポンプ所等（建築機械）
205	建築電気	浄水場・配水池・ポンプ所等（建築電気）
206	機械	浄水場・配水池・ポンプ所等（機械）
207	電気	浄水場・配水池・ポンプ所等（電気）

7. 成果物の検査

(1) 成果物

表 7-1 成果物一覧

	工事完成図書の種類	備考
紙の成果品	電子媒体納品書	
	電子成果品チェック記録	広島県が公開している電子納品チェックシステムによるチェック結果の印刷物
	その他	発注者が必要とする資料
電子成果品	報告書データ	
	図面の CAD データ	SXF 形式
	写真データ	
	測量データ	
	地質データ	
	i-Construction データ	

【発展編】

9. 情報共有システムによる電子成果品の作成

電子納品等運用ガイドライン【業務編】（平成 29 年 8 月）広島県の p.49 による。
但し、※25及び※26の「国土交通省の電子納品チェックシステム」を「広島県が公開しているチェックシステム」に読み替える。